

コミュニケーション学院返金規定

コミュニケーション学院の返金規定は、財団法人日本語教育振興協会維持会員校協議会制定『*日本語教育機関による留学生の受け入れに関するガイドライン(<http://www.nisshinkyo.org/guide1.pdf>)』に則り、以下の通りとする。

入学辞退する場合

- 1) 審査料：いかなる場合でも返金しない。
- 2) 入学金：在留資格認定証明書交付後に入学を辞退する場合、返金はしない。
- 3) 学費等
 - ・在留資格認定書交付後、日本大使館/領事館でビザが不交付の場合：
領収書及び日本大使館発行の不交付通知を以て審査料と入学金を除いた全納入金を返金する。
 - ・在留資格認定証明書交付後、日本大使館/領事館でビザの申請をしなかった場合：
領収書及び入学許可証、在留資格認定証明書の返却をもって審査料と入学金を除いた全納入金を返金する。
 - ・日本大使館/領事館でビザが交付されたにも関わらず本人の事由で入学辞退の場合：
領収書及び入学許可証、在留資格認定証明書の返却をもって審査料と入学金を除いた全納入金を返金する。

中途退学する場合

→審査料と入学金は返金しない。学費等は以下の条件に基づき返金する。ただし、学費等返金に係る単位はターム*毎とし、退学手続き受理日以降の残りの全てのタームの納付済学費等を返金する。在学中のタームに関する学費等の返金はない。各タームの最終日をそれぞれの期日とする。

*コミュニケーション学院では1年間の授業を4つのタームに分けており、タームあたりの授業時間数は180時間である。
1タームは45授業日である。各年度の実質授業日は、オリエンテーション資料を参照すること。

〈退学手続き受理の条件〉

- ・ 大学、大学院へ進学のため中途退学する場合 *「研究生」「聴講生」は除く。専門学校へ進学の場合は要相談。
 - ① 3ヶ月以上前に進学の相談を教務主任へしておく。
 - ② 進学先から発行された入学許可書の写し（原本提示）及び退学願書の提出、学生証の返却
- ・ 進学以外の在留資格変更のため中途退学する場合
 - 在留資格変更に関する事前申告、在留資格変更申請書類(雇用開始日が明記された雇用証明書・入籍日が分かる住民票等)の写し、在留資格変更申請受理済み在留カード及び退学願書の提出、学生証の返却
- ・ 出国(帰国)のため中途退学する場合
 - 出国便のチケットの写し及び出国したことが分かる資料の提出、退学願書の提出、学生証の返却

〈返金の時期と条件、方法〉

- ・ 大学、大学院へ進学のため中途退学する場合
 - 条件：進学先の在学証明書が発行されていること。
 - 時期：本校にて在学証明書を確認した日の翌月末に銀行振込
- ・ 進学以外の在留資格変更のため中途退学する場合
 - 条件：該当する在留資格への在留資格変更の証印を受けていること。
 - 時期：本校にて在留資格変更の証印を確認した日の翌月末に銀行振込
- ・ 出国(帰国)のため中途退学する場合
 - 条件：パスポートの出国スタンプを確認できること。
 - 時期：本校にてパスポートの出国スタンプを確認した日の翌月末に銀行振込

*なお、実際の返金の際、銀行振り込みなどによる手数料が発生する場合には、手数料を差し引いて返金いたしますので予めご了承ください。